

告 示

教養教育における期末試験について

期末試験も近づき、諸君は、入念な準備を進めていることと思う。受験に当たっては、下記事項に留意し、真剣に厳正な態度で臨み、充分に実力を発揮するよう期待する。

記

1. 不正行為を行った場合は、今期受講している教養教育科目(教養ゼミを除く)の全てを不可するとともに「広島大学学生懲戒規則」に基づき懲戒処分を行う。
2. 学生証を机の上に置いて受験すること。
学生証を携帯していない場合は受験できないので、事前に所属学部の学生支援担当窓口で再交付を受けておくこと。
なお、再交付が間に合わない場合、又は試験当日学生証を携帯していない場合は、教育推進グループ教養教育担当（総合科学部事務棟1階）、所属学部の学生支援担当又は東千田地区支援室の学生支援担当で事前に受験証明書の交付を受けること。
3. 机には、筆記用具(筆箱はかばん等にしまうこと)、計時機能のみの時計及び授業担当教員が必要と認めたもの以外置くことはできない。
また、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等のモバイル機器の電源は切り、かばん等の中に入れておくこと。これらを時計又は電卓として使用することはできない。
なお、必要なもの以外は足元に置くこと。携帯電話等試験に必要なでないものを机の上に置いたり、使用している場合は不正行為と認定する場合がある。
4. 試験時間の3分の1以上の遅刻者は、受験を認めない。
5. 試験開始後30分が経過するまでは、退室できない。
6. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。
7. 座席が指定してある場合は、試験当日、試験室に掲示するので、必ず指定された席で受験すること。
なお、試験室が2つ以上にわたる場合は、前もって掲示するので注意すること。
8. 試験中は監督者の指示に従うこと。指示に従わなかった場合は、試験を中止し退室を命じる。その場合は試験を放棄したものとみなし、再試験の対象としない。
9. 試験期間中は、他の受験者に迷惑のかからないよう、廊下では静かにすること。